

建築基準法施行令第67条（接合）関連の告示

（建設省告示 第1464号）

- (1) 柱とはりの仕口のダイアフラムとフランジのずれにおいては、ダイアフラムとフランジの間に配置する鋼材の厚さが、フランジの厚さよりも大きい場合にあっては当該フランジの厚さの4分の1の値以下かつ5mm以下とし、当該フランジの厚さ以下の場合にあっては当該フランジの厚さの5分の1の値以下かつ4mm以下としなければならない。ただし、仕口部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するように適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (2) 突合せ継手の食い違いは、鋼材の厚さが15mm以下の場合にあっては1.5mm以下とし、厚さが15mmを超える場合にあっては厚さの10分の1の値以下かつ3mm以下でなければならない。この場合において、通しダイアフラム（柱の断面を横断するダイアフラムをいう。以下同じ。）とはりフランジの溶接部にあっては、はりフランジは通しダイアフラムを構成する鋼板の厚みの内部で溶接しなければならない。ただし、継手部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するように適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (3) 0.3mmを超えるアンダーカットは存在してはならない。ただし、アンダーカット部分の長さ総和が溶接部分全体の長さの10パーセント以下であり、かつ、その断面が鋭角的でない場合にあっては、アンダーカットの深さを1mm以下とすることができる。

— 参考 —

JASS 6 項目	名 称	図	基準値
(j)	仕口のずれ 〔ダイアフラムとフランジのずれ〕 e		$t_1 \geq t_2$ $e \leq t_1 / 5$ かつ $e \leq 4\text{mm}$ $t_1 < t_2$ $e \leq t_1 / 4$ かつ $e \leq 5\text{mm}$
(i)	突合せ継手の食い違い e		$t \leq 15\text{mm}$ $e \leq 1.5\text{mm}$ $t > 15\text{mm}$ $e \leq t_1 / 10$ かつ $e \leq 3\text{mm}$ 通しダイアフラムの場合は、ダイアフラムの板厚内の範囲に収まること。
(h)	アンダーカット e		0.3mmを超えるアンダーカットはあってはならない。ただし、その総和が溶接長さの10%以下で、かつその断面が鋭角的でない場合には、深さ1.0mm以下のアンダーカットは許容される。